

高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線
更新整備支援業務委託仕様書

令和7年4月

奈良県広域消防組合

目次

1	業務名	1
2	業務の目的・概要	1
3	適用範囲	1
4	履行期間	1
5	履行場所	1
6	業務対象場所	2
7	管理技術者	3
8	本業務の内容	4
9	留意事項	7
10	提出書類	7
11	業務遂行上の原則	7
12	成果品の提出	8
13	その他	8

1 業務名

高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新整備支援業務委託

2 業務の目的・概要

奈良県広域消防組合は、平成 26 年 4 月 1 日に奈良県内の 2 市（2 消防本部）を除く 37 市町村（11 消防本部、1 村（消防非常備村））が広域化を果たし誕生した一部事務組合である。当消防組合は、平成 28 年 4 月 1 日から高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線の運用を開始、令和 3 年、4 年度に中間更新を実施し、令和 10 年度以降に更新整備を予定している。高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線は、住民からの 119 番通報受付から、災害地点や災害種別の確定、災害規模に応じた出動隊の選定、出動指令、災害現場との無線等による支援など、消防業務の中核を担うものである。

本業務は、前回整備から 10 年を経過した高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線の更新について、最新機能の検討、概算事業費用の算出、整備ロードマップ策定及び課題の抽出を行い、より効果的、経済的な更新となるよう支援を委託するものである。

3 適用範囲

本仕様書は、奈良県広域消防組合（以下、「発注者」という。）が、受注者との間で締結する。「高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新整備支援業務委託」における契約（以下「本業務」という。）に適用する。

4 履行期間

契約締結日翌日から令和 8 年 2 月 28 日（土）までとする。

5 履行場所

奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3

奈良県広域消防組合消防本部通信指令センター 他発注者が指定する場所

6 業務対象場所

(1) 高機能消防指令システム設置場所

通信指令センター、消防本部、消防署、分署及び出張所の 40 施設であり、以下の表 1 に一覧を示す。

表 1 高機能消防指令システム整備施設

項	指令センター、消防本部等	所在地
1	通信指令センター	奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3
2	消防本部	奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3
3	天理消防署	奈良県天理市富堂町 10 番地の 3
4	天理消防署東出張所	奈良県天理市福住町 4792 番地の 26
5	磯城消防署	奈良県磯城郡田原本町大字八尾 72 番地
6	山添消防署	奈良県山辺郡山添村大字大西 942 番地の 5
7	桜井消防署	奈良県桜井市大字上ノ庄 327 番地
8	桜井消防署東出張所	奈良県桜井市大字吉隠 340 番地の 1
9	五條消防署	奈良県五條市今井 4 丁目 3 番地の 23
10	五條消防署西吉野救急出張所	奈良県五條市西吉野町城戸 27 番地
11	五條消防署大塔分署	奈良県五條市大塔町辻堂 41 番地
12	五條消防署十津川分署	奈良県吉野郡十津川村折立 277 番地の 1
13	大和郡山消防署	奈良県大和郡山市本庄町 300 番地
14	西和消防署	奈良県北葛城郡王寺町王寺 1 丁目 1 番 3 号
15	西和消防署東分署	奈良県生駒郡安堵町大字東安堵番条垣内 957 番地
16	西和消防署南分署	奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘 2 丁目 20 番地の 1
17	西和消防署北分署	奈良県生駒郡平群町大字梨本 376 番地
18	宇陀消防署	奈良県宇陀市榛原萩原 1230 番地
19	宇陀消防署東分署	奈良県宇陀郡御杖村土屋原 1613 番地
20	宇陀消防署南分署	奈良県宇陀市大字陀守道 44 番地の 4
21	宇陀消防署北分署	奈良県宇陀市室生大野 2423 番地の 1
22	葛城消防署	奈良県葛城市中戸 475 番地
23	吉野消防署	奈良県吉野郡吉野町宮滝 17 番地の 1
24	吉野消防署北分署	奈良県吉野郡下北山村下池原 67 番地の 1
25	高田消防署	奈良県大和高田市大字大中 19 番地の 1
26	高田消防署東出張所	奈良県大和高田市東雲町 6 番 5 号
27	高田消防署南出張所	奈良県大和高田市大字出 226 番地の 1
28	橿原消防署	奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3
29	橿原消防署東出張所	奈良県橿原市小房町 9 番 23 号
30	橿原消防署北出張所	奈良県橿原市豊田町 402 番地
31	御所消防署	奈良県御所市大字蛇穴 250 番地の 1

32	高市消防署	奈良県高市郡高取町大字観覚寺 614 番地
33	大淀消防署	奈良県吉野郡大淀町土田 187 番地
34	下市消防署	奈良県吉野郡下市町善城 152 番地
35	下市消防署黒滝分署	奈良県吉野郡黒滝村寺戸 228 番地の 1
36	下市消防署天川分署	奈良県吉野郡天川村中谷 125 番地の 1
37	香芝消防署	奈良県香芝市本町 1462 番地
38	広陵消防署	奈良県北葛城郡広陵町疋相 374 番地の 1
39	野迫川分署	奈良県吉野郡野迫川村大字北股 84 番地
40	救急ワークステーション	奈良県橿原市四条町 840 番地

(2) 消防救急デジタル無線設置場所

通信指令センター、基地局（中継局）の 13 施設であり以下の表 2 に一覧を示す。

表 2 消防救急デジタル無線整備施設

項	基地局（中継局）	所在地
1	消防本部基地局	奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3
2	神野山基地局	奈良県山辺郡山添村大字伏拝 899 番地
3	音羽山基地局	奈良県宇陀郡大字陀本郷 2473 番地の 38
4	御杖牧場基地局	奈良県宇陀郡御杖村菅野 1775 番地の 5
5	伯母ヶ峰基地局	奈良県吉野郡上北山村大字西原 1057 番地
6	荒神基地局	奈良県吉野郡野迫川村池津川 81 番地の 12
7	玉置山基地局	奈良県吉野郡十津川村大字山手谷 397 番地
8	吉野基地局	奈良県吉野郡吉野町大字上市 2400 番地
9	西和消防基地局	奈良県北葛城郡王寺町王寺 1 丁目 1 番 3 号
10	五條消防基地局	奈良県五條市今井 4 丁目 1639 番地の 2
11	北山小型基地局	奈良県吉野郡下北山村下池原 67 番地の 1
12	大塔小型基地局	奈良県五條市大塔町辻堂 41 番地
13	天理消防中継局	奈良県天理市富堂町 10 番地の 3

7 管理技術者

本業務に配置する技術者は、高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線の実施設計及び監理業務の実績を有すること。なお、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。ただし、代表者又は代表取締役が配置技術者となる場合はこの限りではない。

8 本業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 業務実施設計書の提出

本業務の実施に先立ち、主な作業について、作業の目的・内容等を十分に把握し、実施方法、実施手順、業務工程、業務組織計画等を記載した業務実施計画書を作成すること。

(2) 資料の貸与

ア 発注者は、業務を実施するにあたり、必要に応じ下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(ア) 高機能消防指令システム工事完成図書

(イ) 消防救急デジタル無線実施設計図書

(ウ) 消防救急デジタル無線設備工事完成図書

(エ) 高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線システム中間更新事業完成図書

(オ) 高機能消防指令システム整備に伴う消防庁舎改修工事設計図書

(カ) 消防指令センター附帯工事設計図書

(キ) 消防救急デジタル無線電波伝搬調査業務委託完成図書

(ク) その他発注者が必要と認める資料

イ 受注者は、貸与品の必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却すること。

ウ 受注者は、貸与品について複写してはならない。ただし、業務を実施するにあたり貸与品の複写が必要であり、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

エ 受注者は、貸与品について、品目、数量、期間及び責任者を明記した借用書を事前に発注者に提示し、承諾を得るものとする。

オ 受注者は、貸与品及び複写した貸与品等について、本業務以外で使用しないこと。

(3) 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間3回、最終を基本とするが業務上必要に応じ実施し、打合せ協議後、協議録を速やかに作成し発注者に提出すること。なお、発注者が認め

る場合は、情報セキュリティが確立された Web 会議方式によることも可能とする。
また、発注者が実施する奈良県広域消防組合企画調整会議企画部会等に 2 回出席すること。

(4) 現状確認

ア 消防本部及び各消防署、分署及び出張所における現設備の状況について書類による調査及びヒアリングを行い現状の設備状況や課題の確認を行うこと。

イ 消防救急デジタル無線基地局等における現設備の状況について書類による調査及びヒアリングを行い、また抜粋した無線基地局等の確認を行うこと。

(5) 長期構想検討

ア 更新を必要とする客観的・合理的な理由の検討を行うこと。

イ 当消防組合における高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線の更新整備事業等の長期構想（単独・共同）について検討を行うこと。

ウ 同規模消防本部の更新サイクル及び費用の調査を行うこと。

(6) 通信指令センターの設置場所の検討

設置候補場所は以下の 2 カ所とする。

当消防組合消防本部庁舎内 5 階・4 階（現行システム設置場所）

ア 5 階・4 階での構築を比較すること。

イ 各階でメリット・デメリットの検討を行うこと。

ウ 通信指令センター設置候補場所に機器設置が可能か確認するため、参考レイアウト図を作成すること。

エ 構築場所における工法や構造耐力における考察や助言を行うこと。

(7) システム等の検討

ア 高機能消防指令システムの構成

基本、現行の機能を踏襲するものであり、消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める標準機器構成又は、これらと同等程度の機器とし、各機能の規模・スペック・費用が、当消防組合の組織規模、需要規模に適正なシステム機能構成となるように支援すること。

イ 消防救急デジタル無線の構成

基本、現行機能の踏襲に加え、機能強化を伴うことを原則とし、各機能の規

模・スペック・費用が、当消防組合の組織規模、需要規模に適切なシステム機能構成となるように支援すること。

- ウ 既設の高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線の機能及び運用形態を考慮するとともに、発注者が求めるシステム更新の要望事項を調査しシステム検討を行うこと。
- エ 高機能消防指令システムと消防救急デジタル無線の接続について検討を行うこと。

(8) 事業費等（概算整備費用）の算定

- ア 高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線各々の整備に必要な概算整備費用を算出すること。
- イ 整備後における保守維持管理費用（次期更新まで）を算出すること。
- ウ 前項（6）アの設置候補場所の比較・分析・評価を行い、概算費用を算出すること。
- エ 地方債に関する検討を行うこと。
- オ 今後実施予定の調達支援業務に係る仕様において、費用を低減する提案を行うこと。
- カ 当消防組合はシステム構築した平成28年から更新完了予定の令和13年で15年目となるが、そこでの保守問題に関して助言等を行うこと。

(9) 契約方法の検討

- ア 高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新整備業務に係る、入札方法（一般競争入札、指名競争入札、企画競争、随意契約等）について検討を行うこと。
- イ 高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線の一括発注又か分離発注等の契約に関する助言を行うこと。

(10) 成果品

- ア 受注者は、「8 本業務の内容」について調査、検討した結果を成果品として取りまとめるものとする。
- イ 成果品は、下記項目毎について取りまとめて提出するものとする。
 - (ア) 現状確認結果
 - (イ) 長期構想検討結果

- (d) 通信指令センターの設置場所の検討結果
- (e) システム等の検討結果
- (f) 事業費等（概算整備費用）の算定結果
- (g) 契約方法の検討結果
- (h) その他（発注者と受注者が協議の上、決定する。）

9 留意事項

- (1) 受注者は、発注者との打ち合わせ協議を定期的に行い、進捗状況の報告や疑義の調整等は必要に応じて行うこと。
- (2) 受注者は、発注者が実施する会議等が開催された際の資料、検討事項について、専門的及び技術的助言を行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様書に記載していない事項、変更が必要になる事項及び不測の事態が生じた際には発注者と協議し、調整を図ること。

10 提出書類

受注者は契約締結後、速やかに下記書類を発注者に提出すること。

- (1) 業務実施設計書
- (2) 技術者選任届
経歴書及び雇用を証する書類を添付すること。
- (3) 業務着工届

11 業務遂行上の原則

- (1) 受注者は、すべての委託契約書及び本仕様書に基づき、発注者の指示に従い誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項であっても、本業務の履行上必要な作業が生じた場合には受注者の責任で実施する。
- (3) 受注者は、定期的に進捗状況を報告し、疑義が生じた場合は発注者と協議の上調整を行うこと。

- (4) 受注者は、本契約に関して発注者及び受注者それぞれが開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）並びに契約履行過程で生じた成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用及び漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講じておかなければならない。
なお、本業務のすべてを再委託することはできない。
- (5) 受注者の本業務遂行に必要な人件費、旅費、通信運搬費、印刷製本等の一切の経費は、受注者が負担するものとする。
- (6) 本契約の成果品にかかる一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (7) 受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

12 成果品の提出

(1) 納入成果品

本業務における成果品は、紙媒体ファイル1部、電子媒体2部（CD-R収納）とする。

(2) 納入場所

奈良県橿原市慈明寺町149番地の3

奈良県広域消防組合 警防部通信指令課

(3) 納入期日

令和8年1月31日（土）

13 その他

本業務を受注された業者にあっても、今後実施予定の高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新整備調達支援業務委託への参加を可能とする。